#### 研究成果報告書 科学研究費助成事業

E

#### 令和 6 年 3 日現在 6月

機関番号: 32665		
研究種目: 研究活動スタート支援		
研究期間: 2022 ~ 2023		
課題番号: 22K20098		
研究課題名(和文)警察官権限法制の日韓台3法域における発展過程の比較研究		
研究課題名(英文)A Comparative Study on the Development Process of the Police Officials' Authority Legislation in Three Jurisdictions: Japan, South Korea, and Taiwan		
研究代表者		
古谷 洋一 ( FURUYA, Yoichi )		
日本大学・危機管理学部・教授		
研究者番号:6 0 9 6 2 6 5 2		
交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 400,000 円		

研究成果の概要(和文):我が国で警察官職務執行法を中心とする警察官権限法制の見直しが進んでいない要因 について、社会・文化的に我が国との共通点が多いにもかかわらず法整備や検討が随時行われている韓国(警察 官職務執行法)及び台湾(警察職権行使法)との違いを比較検証することにより明らかにし、今後の我が国の治 安課題や治安行政の在り方に適合した具体的かつ現実的な法制整備のための条件及び当面検討すべき事項を整理 した。

研究成果の学術的意義や社会的意義 治安対策の検討に当たっては欧米の制度を調査の対象とすることが多いが、我が国とは社会・文化的背景が異なり、応用が困難なものも少なくない。本研究は、日本法の近似法としての性格が極めて強いにもかかわらず、 これまで比較法的視点から殆ど取り上げられて思なった現代意味。台湾の警察法令を表が国の法制を取り入分 として分析・検証し、現実の政策課題(治安課題)に対処するための一定のモデルを示す点に学術的及び社会的な意義がある。

研究成果の概要(英文):Japan has not sufficiently conducted the legislation review concerning police officials' authority, particularly regarding the Police Duties Execution Act. This study has clarified the underlying factors of this situation by comparing Japan with South Korea (the Act on the Performance of Duties by Police Officers) and Taiwan (the Police Power Exercise Act). Despite the fact that they have much in common socially and culturally with Japan, both of them have reviewed and developed their legislations as needed. Additionally, this study has identified the conditions and topics necessary for preparing the specific and practical legislation to meet the upcoming security challenges and the nature of public security administration in Japan.

研究分野: 警察行政法

キーワード: 警察官権限法制 韓国法 台湾法 警察官職務執行法 警察職権行使法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

(1) 近年の国際テロやサイバー空間における脅威の拡大あるいは児童虐待、ストーカー、配偶者 暴力等のいわゆる親密圏内事案の多発が象徴するように、我が国の治安情勢は複雑・不透明化の 様相を深めており、これに応じた的確な対策が求められている。そのためには、これらの事案に 対処する警察官に必要な権限が与えられていることが不可欠であり、「警察官権限法制」の着実 な整備は、人員・予算の確保と並ぶ対策の重要な要素である。

しかし、我が国での同法制の整備は、戦前の抑圧的治安行政への反省もあり、極めて謙抑的で ある。特にその中心となる警察官職務執行法は、終戦後の混乱する政治状況の下で当時の治安維 持に最小限必要と考えられた事項のみを体系的整理のないまま規定したものとされるが、1958 年の政府提出改正法案が濫用の可能性を理由に廃案となって以降、その改正は一種の政治タブ ーと化している。このため、領域警備(武装工作員対処))国際テロ対処等の課題が浮上し、ま た、治安行政を含む行政手続全般の公正・透明性が強く求められる時代となったにもかかわらず、 同法制見直しの必要性は一部の政治家や市民団体が指摘するにとどまり、学術界においても、権 限統制等の理論的問題に関心が集中し、具体的かつ現実的な法整備については特段の議論のな い状況にある。

(2) 他方、かつて日本の統治下にあった韓国では、1953年に日本警職法をほぼ直訳する形で警察官職務執行法を制定したが、南北分断下での危機管理の要請を踏まえて検索等の権限を強化する一方、不審検問時の人権保障手続を整備するなど、社会の要請に応じて硬軟両面14回(2022年5月時点)にわたる実質改正を行って時代への高い適合性を確保しているほか、改正法案の国会提出も92件(同)に上り、日常的に警察官権限法制の在り方が議論されている。

同様に日本による統治の歴史を持つ台湾でも、20世紀終盤の権威主義体制から民主主義体制 への移行に伴い、従来の任務規定に依拠する権限行使(有組織法即有作用法的授権)の考えを改 め、2003年に法治・人権擁護促進の観点から日本法やドイツ法を参考に警察職権行使法を制定 しており(その後、2022年5月までに改正法案11件提出、うち1件成立)韓国・台湾では、 社会・治安情勢に即した法制の着実な発展が見られる。

2.研究の目的

上記のような背景を踏まえ、本研究では、安全保障環境の問題は格別、良好な治安水準、確立 した法治主義、高い人権意識等の面で共通点が非常に多く、法体系も類似する日本・韓国・台湾 のうち、韓国と台湾のみで人権保障手続を含む警察官権限法制の整備が着実に進んでいる要因、 逆に言えば日本に欠けている要因について、それぞれの違いを分析・比較検証することにより明 らかにし、今後の我が国の治安課題や治安行政の在り方に適合した警察官権限法制の整備に必 要な条件を整理するとともに、具体的かつ現実的な法制整備のモデルを提示することを目的と することとした。

3.研究の方法

(1) 上記の研究目的を達成するため、まず日韓台各法域における法整備を巡る状況に関し、議会 関係資料、公開セミナー資料、報道記事、学術的論考等により以下のような点の調査・分析を行った。また、韓国については、2023 年 8 月に国立警察大学を訪問し、治安大学院長との間で日 韓両国の警職法整備を巡る状況に関する意見交換も実施した。

韓国及び台湾

- ・「警察官職務執行法(韓国)」及び「警察職権行使法(台湾)」の制定・改正の内容(不成立法 案を含む。)並びにその社会的背景(外国法の影響を含む。)立法過程、政治的・法制的議論 及び学術的・社会的評価
- ・警察官権限法制運用上の課題・問題点に関する平素の議論の状況 日本
- ・1958 年警職法改正法案が廃案となった事情
- ・その後の警察官権限法制を巡る議論の状況

・韓国・台湾での立法事例に対応する我が国での類似課題への対処状況

(2) その上で、韓国・台湾と日本の相違点のうち、前者に固有の事情に基づくもの以外のものを 抽出し、我が国への応用の可能性について分析・整理を行った。

# 4.研究成果

(1)韓国の状況

警察官職務執行法の制定と第1次改正(1981年)までは独裁政権による治安対策強化が法整備の主眼であったが、1980年代後半の民主化を契機に、以後は権限整備と権利保障の双方向からの改正が随時行われてきた。その結果、日本警職法から継受した内容に加え、手続的権利保障、

権利救済、個人情報保護等の観点による規定が多数導入されたほか、特に近年は、重大事件の発 生に伴う社会不安への立法的対処として、警察官の積極対応を促す職務円滑化規定(一定要件下 での免責等)が相次いで設けられている。また、法改正に至っていないものの、重大事件事故へ の対処に関連し、「危険」概念の精緻化に基づく立入権限の見直し(危険存在確認措置)概括的 授権条項の導入等についても具体的法制化を念頭に置いた議論が行われている。

このような活発な法整備や議論の背景には、社会的・現実的必要性のほか、活発な議員立法、幅広い民意集約(透明性確保)手段、司法警察中心思考(事前対応不備)への反省、 第三者機関の強い影響力、「法律事項」性判断の柔軟さ、法令の規律密度の高さ、法解釈の謙抑性、情報活動の「法律留保」対象性への積極的認識、事件感応度の高さ(国民性)

研究者層の厚さ、 活発な外国法研究、 実務と学術の密接な関係といった要因があるものと 考えられる。

なお、以上の点は、2023年9月に警察政策学会管理運用研究部会において報告している。

#### (2)台湾の状況

1987年の戒厳解除後、社会が多元化・自由化する中で1996~97年に相次いだ重大凶悪事件を 契機に治安回復が重要内政課題となり、警察官権限法制整備に向けた内政部による委託研究が 始まるとともに、これと並行する民主化・法治化の潮流の中で警察の検問活動を巡る大法官会議 の憲法判断(2001年釈字535号解釈)により2年以内の法整備が義務付けられた結果、2003年 に日本法とドイツ法を参考に警察職権行使法が制定された。同法も、日本警職法にない情報収集 処理規定、概括的授権規定、権利救済規定等を設けるほか、手続的権利保障について日本法より かなり詳細な規定を置いている。もっとも、十数回にわたり課題解決型の法整備を順次行ってき た韓国と異なり、台湾では、期限を切られた中での新法の制定であり、その後の改正も1回に留 まるため、立法時に参考としたドイツ警察法の影響が色濃く残っており、これらの規定が台湾の 社会・文化的特徴をどの程度具体的に反映しているか不透明な部分がある。

法整備促進の背景についても、韓国と共通する要素((1)の、、、、、、、、、)の存在 を一部確認することはできたが、立法院への改正法案提出事例の大半が集会デモ規制を巡る警 察官の身分開示・理由告知義務に関するもので、韓国ほどには内容に多様性が見られないため、 各背景要素の寄与の程度を十分に解明できていない。

これらの点を明らかにするには、現在進行中の警察職権行使法施行20周年を契機とする回顧・ 見直しの議論を今暫く観察する必要があり、その内容も踏まえて引き続き研究を進めることと している。

#### (3)日本の状況

警職法実質改正案の唯一の国会上程事例である 1958 年政府提出法案が国会内外の激しい反対 運動により廃案となって以来、用語整理に伴う2回の形式的改正を除き、警職法改正は完全な封 印状態にある。同法案廃案の最大の原因は、政府での検討状況が上程直前まで秘密とされたこと による疑心の招来と民意集約の失敗にあるが、この教訓はその後も生かされておらず、領域警備、 テロ対策等の問題に関連して警職法の見直しが取り沙汰されることはあっても、政・官の側から その具体的な検討状況や改正案が公にされることはなく、眼前の事象に限定した単行法や特別 規定の制定、任意手段の活用等によるバイパス的対処に終始している状況にある。このため、警 職法に対する学術的関心も立法論ではなく現行法の解釈が中心となっている。

権限行使の対象となる市民側が人権保障強化の観点から改正提言を行った例もあるが、関係 団体の集会やそれを受けた一部メディアの報道以上に議論がなかなか広がらず、国会質問で取 り上げられても、議員自らの法案化作業が念頭にあるわけではないため、具体的立法活動につな がっていない。

#### (4)我が国への示唆点

以上の調査結果を踏まえ、我が国で警察官権限法制の整備を進めるに当たり特に必要と考え られる要素(条件)を暫定的に整理してみると、研究体制の充実、実務と学術の相互理解、意見 集約過程の透明化といった点が挙げられる。韓台両法域では、警察大学を含む諸大学で実務家と 法学者の交流が日常的に行われており、警察行政法の実学としての教育・研究が定着し、これが 共通の議論の基盤となるとともに、議会審議前の段階における意見集約の機能も果たしている。 警察官権限法制の見直しは厳しい意見対立の素地を含むものであり、このような相互理解・信頼 の醸成が不可欠である。我が国でも警察分野での官学交流が進められているが、多くは個別政策 の領域に留まる点で両法域とは違いがある。

また、当面検討すべき具体的論点としては、社会における各種技術革新、情報化、国際化、多 元化等の急速な進展による治安事象の複雑・不透明化や親密圏内事案の深刻化等に対処するた め近年韓国・台湾で導入され又は議論されている危険存在確認措置、情報処理権限明確化、職務 執行円滑化、概括的授権等の事項が、我が国に直ちに当てはまるものではないとしても、日韓台 3 法域共通の治安課題への取組の選択肢を示すものとして一定の参考になると考えられる。権限 規定と手続的権利保証・救済規定の均衡ある整備という点も、韓国・台湾の法整備進展の背景に 看取されるところであり、我が国の議論に当たり十分留意する必要がある。

#### 5.主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

# 〔学会発表〕 計1件(うち招待講演 1件/うち国際学会 0件)

1.発表者名 古谷洋一

2.発表標題 日韓警職法比較 - 娘法に学ぶ -

3.学会等名 警察政策学会管理運用研究部会(招待講演)

4.発表年 2023年

〔図書〕 計0件

#### 〔産業財産権〕

〔その他〕

古谷洋一「日韓台3法域における警察官権限法制の比較研究」日本大学Web研究発表会 https://www.nihon-u.ac.jp/research/project/web\_presentation/socialscience/#field01\_02

警察政策学会資料第132号「日韓警職法比較 - 娘法に学ぶ - 」警察政策学会管理運用研究部会 http://asss.securesite.jp/report/%E8%AD%A6%E5%AF%9F%E6%94%BF%E7%AD%96%E5%AD%A6%E4%BC%9A%E8%B3%87%E6%96%99%E7%AC%AC132%E5%8F%B7C.pdf

6.研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

#### 7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

### 8.本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関	
---------	---------	--